ネパールビジネス法入門
2026年9月3日

弁護士藤本卓也/三宅坂総合法律事務所
弁護士Gourish Krishna Kharel/Kto Inc.

目次

１　外国投資規制
２　進出
３　子会社の管理
４　運営上のリスク
５　雇用
６　人材紹介
７　契約
８　撤退
９　質疑応答（１）
１０質疑応答（２）

1　外国投資規制

- 関連法

- ✓ 外国投資技術移転法/Foreign Investment and Technology Transfer Act 2019（FITTA）
- ✓ 外国投資技術移転規則/Foreign Investment and Technology Transfer Regulation 2021（FITTR）
- ✓ Foreign Exchange（Regulation）Act 2019（FERA）
- ✓ Public Private Partnership and Investment Act
- ✓ Industrial Enterprises Act 2020（IEA）
- ✓ Industrial Enterprises Regulation 2022（IER）

1　外国投資規制

ネガティブリストで判定

該当｜原則禁止

「外国人」の「投資行為」は禁止

- ✓ FITTA 3、Schedule
- ✓ 「外国人」の定義：FITTA 2(k)
- ✓ 「投資行為」の定義：FITTA 2(j)

非該当｜許可制

所轄機関の許可等が必要

- ✓ 所定条件を充足する場合、automated system による許可申請が可能
- ✓ 事業によっては特別の許可が必要

1　外国投資規制

- ネガティブリスト

✓ 養鶏、漁業、養蜂、その他の第一次農業生産物
✓ 家内産業、小規模事業
✓ 個人サービス業（理髪、洋服仕立て等）
✓ 武器、弾薬、火薬、核兵器、生物化学兵器の製造、原子力エネルギー事業、放射線を利用する事業
✓ 不動産業（建設業を除く）、小売業、国内運送業、国内ケータリング業、両替、決済
✓ 旅行業、トレッキング等
✓ マスコミ（新聞、ラジオ、テレビ、オンラインニュース）、ネパール語の映画
✓ 経営、会計、エンジニアリング、法律のコンサルタント業、言語訓練等
✓ 外国投資が49%を超えるコンサルタント業

1　外国投資規制

- 所轄機関の許可

投資行為	許可
株式投資	DOI/IBN, NRB
技術移転契約	DOI, NRB
リースファイナンス	DOI, NRB
ベンチャーキャピタルファンド	DOI, NRB,SBN
海外金融機関によるプロジェクトローン	MOICS（Recommendation）, NRB

DOI：Department of Industry
IBN：Investment Board Nepal
NRB：Nepal Rastra Bank
SBN：Securities Board of Nepal
MOICS： Ministry of Industry, Commerce and Supply

1　外国投資規制

- 最低投資金

✓ NPR20,000,000（FITTA3）、但し、IT分野の場合、適用されない

✓ 分割払可（初年度支払分は投資金額による）

✓ 事業を開始する前に、投資金額の70%の支払を完了している必要があり、かつ、残額の支払は事業開始後2年以内に完了している必要がある

✓ 株式取得の場合、外国投資の許可後1年以内に支払を完了している必要がある

1　外国投資規制

- 最低投資金の初年度支払分（FITTR9）

投資金額	初年度
NPR 50,000,000	25%
NPR 50,000,001−250,000,000	15%
NPR 250,000,001−1,000,000,000	10%
NPR 1,000,000,001−	5%

1　外国投資規制

- 技術移転契約（Technology Transfer Agreement）

✓ 技術移転契約とは、特許、意匠、商標、ノウハウ等を提供し、その対価を受領する契約

✓ ネガティブリストは適用されない

✓ 所轄機関の許可必要

1　外国投資規制

- 技術移転契約のロイヤルティの上限（FITTR5）

✓ 原則

売上ベース	国内売上の5% 国外売上の10%
利益ベース	国内利益の15% 国外利益の20%

✓ 商標ライセンスの場合

タバコ、アルコール	国内売上の2% 国外売上の5%
その他	国内売上の3% 国外売上の6%

1　外国投資規制

- Industrial Enterprises Act 2020

✓ 全ての事業に登録義務を課し、事業登録を行わない限り、事業を行うことができないという制度（法人、個人のいずれにも適用）

✓ 実務上、IEAに規定するいずれかの事業に該当しない場合、事業登録できない可能性あり（positive list）

✓ FITTAとの違い

➢ FITTAは、外国人に適用

➢ IEAは、内国人、外国人の全てに適用（厳密にはIEAは外国投資規制ではない）

1　外国投資規制

- Industrial Enterprises Act 2020

✓ 事業の禁止、及び制限

➢ 一部事業はネパール政府のみ運営可能（原子力エネルギー等）（IEA4）

➢ 一部事業は事前承認が必要（爆発物製造業、有価証券印刷業等）（IEA8、Schedule 1）

1　外国投資規制

- Industrial Enterprises Act 2020

✓ Corporation Social Responsibility（CSR）（IEA54、IER43）

- 所定事業者は、年間利益の1%以上をCSRのために使用する義務を負う
- 所定事業者とは、large industry、medium industry、年間売上NPR150,000,000を超えるcottage industry、small industry
- CSRのために使用するとは、自然災害防止、医療機器の寄付、芸術の保護、職業技術訓練、教育関連の奨学金、寄付、汚染防止、社会的不平等是正の啓蒙活動、インフラ整備
- 事業者の直接的な利益となる支出はCSRのために使用とはいえない

１　外国投資規制

- FITTA関連の改正

✓ Technology Transferの拡張

✓ ネパールIT企業による外国投資

➢ ネパールIT企業が外国企業に対しTechnology Transferを行うことができる
➢ ネパールIT企業が外国投資で得た外貨を外国で再投資できる
➢ ネパールIT企業が外国に支店を設置することができる

1　外国投資規制

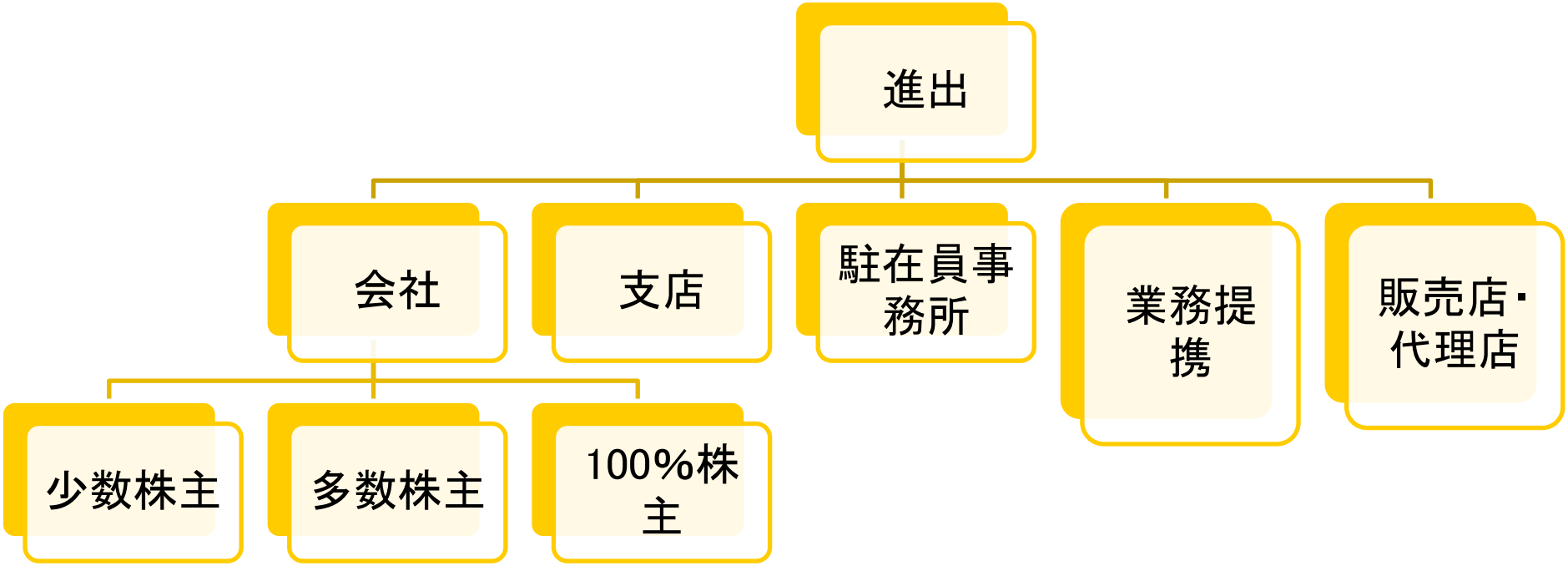
- IEA関連の改正

✓ IEAに未登録で開始した事業について、所定の罰金を支払う場合、1年以内の登録を認める

✓ IEAの登録の際、15日以内に追加資料の提出を要請されない場合、原則として事業を開始することができる

✓ 事業主体の変更を行う場合、事前登録が必要

2　進出



2　進出

会社	支店	駐在員事務所	業務提携
Companies Act（CA）	CA	CA	Civil Code
親会社は有限責任	親会社は無限責任	親会社は無限責任	契約に定める
ビジネス可	ビジネス可	ビジネス不可	ビジネス可
最低投資金あり	最低投資金あり	最低投資金なし	最低投資金なし
ネガティブリスト適用	ネガティブリスト適用	ネガティブリスト不適用	ネガティブリスト不適用
ネパール課税	PE	PEでない	PE or Not PE
コスト大	コスト中	コスト中	コスト小
コントロール大 or 小	コントロール大	コントロール大	コントロール小
株式譲渡、清算による撤退	清算による撤退	清算による撤退	契約解除による撤退

2　進出

- 子会社、支店の設立

外国投資許可

- ✓投資額＞＝ NPR 60億の場合、Investment Board Nepal
- ✓投資額＜NPR 60億の場合、Department of Industry

登記

- ✓Office of Company Registrarにて登記
- ✓外国投資許可証、Memorandum of Association、 Articles of Association等の提出

税務登録

- ✓歳入庁/Inland Revenue Departmentにて登録
- ✓永続会計番号/Permanent Account Numberの取得

2　進出

事業登録

- ✓Department of Industryにて登録
- ✓外国投資許可証、Memorandum of Association、Articles of Association等の提出
- ✓必要な場合、環境に関する報告書の提出

中央銀行

- ✓中央銀行/Nepal Rastra Bankにおいて登録
- ✓投資資金に関する証明書、事業登録証、会社登記証明書、Memorandum of Association、Articles of Association等の提出
- ✓親会社の会社登記証明書、定款等の提出

２　進出

- 会社における少数株主 vs 多数株主 vs 100%株主

少数株主	多数株主	100%株主
コントロール小	コントロール大	コントロール大
コスト小	コスト大	コスト大
株主間紛争リスクあり、但し、紛争を消極的に放置できる可能性あり	株主間紛争リスクあり、かつ、紛争を積極的に解決すべき可能性あり	株主間紛争リスクなし

３　子会社の管理

- 会社の種類

	非公開会社/private company	公開会社/public company
特徴	小規模事業 株主の関係が濃密 株主自治	大規模事業 株主の関係が希薄 ガバナンスに対する規制
株主数	1人以上101人未満（CA9（1））	7人以上（CA9（2））
取締役数	1人以上11人未満（CA86（1））	3人以上11人以下（CA86（2））
最低資本金	なし 但し、FITTAによる最低投資金規制あり	NPR10,000,000（CA11） 但し、FITTAによる最低投資金規制あり
公募	不可（CA10（c））	可（CA23等）

３　子会社の管理

- 会社の機関



３　子会社の管理

- 株主総会の種類

	定時株主総会/ annual general meeting	**臨時株主総会/ extra ordinary general meeting**
開催時期	事業年度終了後6ヶ月以内に開催	随時開催
決議事項	決算、利益配当、取締役の選任、報酬等	随時決定
その他	非公開会社の場合、開催不要にできる	

3　子会社の管理

- 株主総会決議の種類

	普通決議/ ordinary resolution	**特別決議/ special resolution**
定足数	定款で加重する場合を除き、発行済株式総数の50%以上で、かつ、3人以上、但し、非公開会社の場合、定款で定める（CA73）	左同
決議事項	取締役の解任等	増資、減資、会社名変更等（CA83）
可決	出席株主の過半数（CA74（3））	出席株主の75%以上（CA74（3））

３　子会社の管理

- 取締役会

- ✓ 会社の業務執行（CA95）
- ✓ 取締役は株主総会決議で選任、及び解任（CA87、89）
- ✓ 取締役は居住要件、国籍要件なし（日本人が取締役になることは可能）（CA89）
- ✓ 公開会社の場合、独立取締役必要（CA86（3））
- ✓ 公開会社の場合、取締役の任期は4年を超えない（CA90）
- ✓ 公開会社の場合、取締役会は年6回開催（CA97）
- ✓ managing directorの選任可能（CA96）

３　子会社の管理

■　取締役会の決議

- ✓ 定款で別途定める場合を除き、取締役会議長、秘書役は取締役会を招集できる（CA98）
- ✓ 代理人による出席不可（CA97（3））（株主と異なり取締役の個性重視）
- ✓ 書面決議可（CA97（9））
- ✓ 利害関係のある取締役は　議論に参加できず、かつ、議決権も排除される（CA97（6））

３　子会社の管理

- 取締役の義務

- ✓ 善管注意義務、忠実義務（CA99）
- ✓ 会社の事業から個人的利益を取得してはならない義務（CA99）
- ✓ 利益相反取引の開示（CA92）
- ✓ 公開会社が取締役と重要な取引をする場合、株主総会の承認必要（CA93）
- ✓ 取締役への貸付等の禁止（CA101）
- ✓ 株主、会社債権者等に対する損害賠償責任（CA163）

３　子会社の管理

■ 監査役の権限

✓ 会計監査業務（CA110）
✓ 監査報告書を提出する（CA115）
✓ 会計帳簿閲覧権（CA114）

■ 秘書役の権限（CA186）

✓ 適用法令に従い、所轄機関に対し、必要書類を提出する
✓ 適用法令に従い、株主総会、取締役会の招集手続を行う
✓ 議事録その他の記録を適切に保管する

３　子会社の管理

- 株主の責任

✓ 有限責任
✓ 法人格否認の法理の可能性あり

- 提出

✓ 監査済財務書類（CA80）
✓ Memorandum of Association、Articles of Associationの変更（CA21）
✓ 株主、社債、借入等に関する目録（CA51）

３　子会社の管理

- 株主の権利侵害に対する救済(CA139)

✓ 会社が株主の権利、若しくは利益を侵害する、若しくはその可能性のある事業を行う場合、又は会社のための作為、若しくは不作為によって株主の権利、若しくは利益を侵害する場合、当該株主は、裁判所に対し申立てすることができる

✓ 裁判所は以下の行為等その他の適切と考える措置をとることができる

- 差止
- 作為請求
- 当該株式の買い戻し
- 損害賠償

３　子会社の管理

- 株主の行為差止請求(CA138)

✓ 株主は、取締役の権限逸脱行為ついて差止請求できる

- 代表訴訟(CA140)

✓ 払込済資本金の2.5%以上保有する株主、又は株式数の5%以上を保有する株主は、会社のために、取締役等に対して訴訟提起できる

３　子会社の管理

- CA関連の改正
 - ✓ 金銭以外による出資を認める
 - ➢ 会社設立後、金銭以外（知的財産権、ノウハウ、サービス等）による出資を認める
 - ➢ 株主総会の特別決議による
 - ➢ 金額に上限あり

３　子会社の管理

- CA関連の改正
 - ✓ 従業員持株制度（ESOP）の導入
 - ➢ 会社、子会社、親会社の取締役、従業員に付与できる
 - ➢ 株式数、資格、期間、価格等を予め定める
 - ➢ 一定期間譲渡不可

４　運営上のリスク

- 個人情報の保護

- ✓ 関連法
- ➢ Privacy Act（PA）

- ✓ 個人情報とは、カースト、誕生日、宗教、住所、電話番号、メールアドレス、身分証明書等（PA2）
- ✓ 個人の承諾を得て個人情報の収集を行う（PA23）
- ✓ 個人の承諾なく個人情報を使用、又は第三者に提供できない（PA26）

４　運営上のリスク

- 贈収賄

✓ Prevention of Corruption Act（PCA）

➢ 公務員/public servantに関する贈収賄を禁止（PCA3以下）

➢ 公務員/public servantとは、ネパールの公務員、ネパール政府が保有する会社の従業員等（PCA2）

➢ 不正利得/graftとは、金銭、商品、その他の利得（PCA2）

➢ hospitality payment、facilitation paymentを許容する明文規定はない

４　運営上のリスク

- E-Commerce Act

✓ Electronic Platformを使用した物品又はサービスの売買取引に適用

✓ E-Commerceを行うための登録義務

✓ Electronic Platformに所定情報の掲載義務

✓ 個人情報の保護義務

5 雇用

- 法律
 - ✓ Labor Act 2017 (LA)、Labor Rules 2018 (LR)
 - ✓ Contribution Based Social Security Act 2017
 - ✓ Trade Union Act 1992
 - ✓ Child Labor (Prohibition and Regulation) Act 2000
 - ✓ Bonus Act 1974
 - ✓ Special Economic Zone Act 2016

- 法律以外
 - ✓ 労使協定
 - ✓ 就業規則
 - ✓ 労働契約

5　雇用

- 雇用形態
 - ✓ 正規雇用（LA10）

 - ✓ 非正規雇用（LA10）
 - ➢ 業務ベースの雇用/work-based employment
 - ➢ 有期雇用/time-based employment
 - ➢ 臨時雇用/casual employment
 - ➢ パートタイム雇用/part-time employment

 - ✓ 試用は可能（LA13）

５　雇用

- 書面により雇用契約を締結する、但し、臨時雇用の場合、書面による雇用契約の締結義務はない（LA11）

- 以下を明示する（LR4）
 - ✓ 雇用の種別
 - ✓ 職務内容、及び地位
 - ✓ 就業規則の有無
 - ✓ 給与、福利厚生
 - ✓ その他の労働条件

５　雇用

- 労働時間

- ✓ 1日8時間、1週間48時間（LA28）
- ✓ 残業時間は1日4時間、1週間24時間であり、残業手当は1.5倍（LA30、31）

- 賃金

- ✓ 最低賃金（LA34）（NPR19,950/月）
- ✓ 年次昇給（LA36）

５　雇用

- 休日、及び有給休暇（LA40以下）

- ✓ 各週1日
- ✓ 祝日
- ✓ 年次休暇として20日勤務毎に1日
- ✓ 病気休暇として1年につき12日
- ✓ 出産休暇
- ➢ 母は14週間、但し、有給部分は60日
- ➢ 父は15日

５　雇用

- 懲戒処分
 - ✓ 警告
 - ✓ 減給
 - ✓ 昇給、又は昇進の停止
 - ✓ 懲戒解雇
- 懲戒事由は法律で制限される
- 法律で定める懲戒処分よりも、より軽い懲戒処分を選択することは可能、しかし、その逆は不可（LA138）

５　雇用

懲戒解雇（LA131（4））

- 暴力的な行為
- 収賄、及び贈賄
- 窃盗
- 横領
- 意図的に使用者の財産に損害を与える
- 30日以上の無断欠勤
- 使用者の秘密を漏洩する
- 使用者の競合者と共謀する
- 犯罪行為により有罪となる
- 採用時の学歴詐称
- 違法薬物を摂取する
- 3年間で2度以上、不当な行為を行う
- 他の法律で解雇事由として規定される行為

５　雇用

懲戒手続

- 労働者に7日前の通知により弁解の機会を付与する、当該通知には、不当行為に該当する事実、及び懲戒の種別を記載する必要がある（LA135）
- 懲戒処分を行うものは原則としてmanaging directorであることを要する（LA136）
- 懲戒手続は、使用者が不当行為を知ってから2ヶ月以内に開始し、手続開始後3ヶ月以内に使用者は懲戒処分を決定する必要がある（LA137）

５　雇用

- 雇用の終了

- ✓ 懲戒解雇
- ✓ 通常解雇
- ✓ 整理解雇
- ✓ 定年、辞職
- ✓ 非正規雇用の特別終了事由

５　雇用

通常解雇

- LAに規定する場合を除き、通常解雇できず、かつ、通常解雇には正当な理由が必要（LA139）

- 能力不足による解雇（LA142）
 - ✓ 3年以上連続して能力評価が基準を下回ること

- 病気による解雇（LA143）
 - ✓ 医師の意見が必要
 - ✓ 職務中の事故による場合、病院での治療期間中は解雇できない

- 解雇通知必要（LA144）

５　雇用

整理解雇（LA145）

- 整理解雇の規定は労働者10人以下の事業所に適用されない
- 整理解雇事由
 - ✓ 財務状況の悪化
 - ✓ 合併による人員余剰
 - ✓ 事業の一部、又は全部の閉鎖
- 30日前に、整理解雇の理由、整理解雇の予定日、対象人数を所轄機関、労働組合等に通知する
- 整理解雇の順序は、外国人、懲戒処分をより多く受けた労働者、能力が不十分な労働者、最後に雇用されたもの

６　人材紹介

- 海外への人材紹介事業とは、ネパール人の海外就労を支援し、ネパール人を海外企業に紹介する事業

- 想定される行為
- ✓ ネパールで、候補者の募集、選抜、職業教育、日本語教育、職業紹介、出国手続等を行う
- ✓ 海外で、入国手続、職業訓練、日本語教育、職業紹介等を行う

- ネパール法、及び外国法の双方を遵守する必要がある
- ✓ Foreign Employment Act (FEA)

６　人材紹介

海外留学生の斡旋に対する規制

- 海外への人材紹介と同等の規制

✓ 海外留学生の斡旋は、海外への人材紹介に対する規制の抜け道になる可能性があるため規制強化の傾向

- 関連法

✓ Education Act
✓ Educational Consultancy, Language Teaching, and Preparation Class (Operation and Management) Regulations

7　契約

- 契約の自由
- 契約の自由に対する制限
 - ✓ 契約成立に対する一般的制限（書面、登録等）
 - ✓ 強行法規による制限（製造物責任法、競争法、雇用法、消費者保護法等）

7　契約

- Consumer Protection Act（CPA）

✓ 消費者/consumerとは商品、又はサービスを消費する個人、又は団体（CPA2）

✓ 不当行為/unfair trade and business activitiesの禁止（CPA16）
- 品質等に誤解させるような販売
- 優良品と誤認させる販売
- 景品価格等の転嫁
- 偽物販売

8　撤退

株式譲渡

- Companies Act
- 第三者に対して譲渡
- 会社に対して譲渡（自己株式の取得）
- 会社は存続

任意清算

- Companies Act
- 債務完済可能
- 会社は消滅

倒産

- Insolvency Act
- 債務完済不可能
- 会社は消滅又は存続（再生）

8　撤退

- 株式譲渡（CA42以下）

- ✓ 譲渡制限株式の場合、譲渡条件を充足
- ✓ 株式譲渡契約の締結
- ✓ 株券交付
- ✓ 外国投資家の場合、Department of Industryの承認
- ✓ Office of Company Registrarに登録
- ✓ 中央銀行/Nepal Rastra Bankに登録

- 自己株式の取得（CA61以下）

- ✓ 原則不可、但し、所定条件を充足する場合可

8　撤退

- 任意清算（CA126以下）

✓ 債務完済できる場合

✓ 開始要件
➢ 株主総会の特別決議
➢ Memorandum of Association、Articles of Associationの規定
➢ consensus agreementの規定

8　撤退

- 倒産

✓ 債務完済できない場合（Insolvency Act（IA） 4）

✓ 申立権者が裁判所に対し申立をする
- 会社
- 5%以上の株主
- 10%以上の債権者
- 清算人

8　撤退

- 倒産
 - ✓ 裁判所の決定により開始（IA22）
 - ➢ 清算
 - ➢ 再生計画の実施（IA23以下）

９　質疑応答（１）

Educational Consultancy, Language Teaching, and Preparation Class (Operation and Management) Regulations

- 対面又はオンラインの方法によりEducational Consultancy、Language Teaching、Preparation Classを行う場合、所轄機関からLicenseを取得する必要がある

- 外国資本の入った企業はLicenseを取得できない

✓ 外国企業がEducational Consultancyへの関与を希望する場合、License保有企業と業務提携等を行う必要がある

９　質疑応答（１）

- Educational Consultancyは、生徒の募集から送り出しに至る一連の行為を含むと広く解釈される可能性がある

✓ Licenseのない日本企業の現地活動の内容如何によっては違法となる可能性がある

- License保有企業の義務

✓ 利用者に対する正確な情報提供義務
✓ 海外留学後、利用者に対する相談サービス
✓ 利用者が海外で困難な状況に置かれた場合、損害賠償義務

９　質疑応答（１）

- License保有企業は所定条件を充足するCounsellorを設置する義務がある

✓ Counsellorは原則として学士資格を有するネパール人
✓ 外国人をCounsellorとする場合、所轄機関の許可が必要

- License保有企業が教育フェア等を実施する場合、所轄機関の許可が必要

９　質疑応答（２）

特定技能

- 特定技能は日本法により創設された制度

- 日本とネパールの二国間協議書

✓ 両国政府は、特定技能労働者の送り出し、受け入れに有益な情報を共有する、問題是正のための協議を行う等を合意
✓ 二国間協議書は、人材の送り出しの手続を規定しておらず、ネパール法にてネパール国内の特定技能労働者の送り出し手続を定める

- ネパール国内ではFEAを遵守する必要がある

９　質疑応答（２）

FEA

- 所轄機関からLicenseを取得したもののみが、Foreign Employment Business（FEB）を行うことができる（FEA10）

- ✓ 所轄機関は、誰にLicenseを付与するか裁量を有する
- ✓ Licenseを有しないものがFEBを行った場合、刑事罰が科せられる（FEA43）

- 外国企業の子会社がLicenseを取得することは実務上困難か？

９　質疑応答（２）

- FEAのLicenseの譲渡禁止等（FEA14）

✓ Department of Foreign Employment（Ministry of Labor, Employment and Social Security内の一部門）（DFE）の承諾がある場合を除き、以下を行うことはできない

➢ Licenseの譲渡

➢ Licenseeの実質的所有者の変更

９　質疑応答（２）

- FEBとは、a business carried on to provide employment to citizen of Nepal in abroad

- ✓ 法律上、具体的な定めなし
- ✓ 最も保守的に（つまり広く）に解釈すれば、募集、選抜、教育、送り出しに至る一連の行為となる可能性がある
- ✓ Licenseのない日本企業の現地活動の内容如何によっては違法となる可能性がある

連絡先

弁護士　藤本卓也
三宅坂総合法律事務所
Email：t-fujimoto@miyakezaka.or.jp

弁護士　Gourish Krishna Kharel
Kto Inc.
Email：　info@ktoinc.net
Website：
http://ktoinc.net/

免責事項

- 本書により提供する情報（以下「本情報」といいます。）については、慎重に作成し提供しています。しかしながら、本情報の全ての信頼性、正確性、最新性、及び完全性を保証するものではございません。
- 本書は会計、税務、法務その他の専門家による助言を含みません。ご利用者が行為または決定を行う前に、かかる専門家に相談することが必要です。
- 本書をご利用になったこと、又はご利用になれなかったことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。また、本書にリンクが設定されている他のサイトに関しても一切責任を負いません。